

# 貨物軽自動車引越約款

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 見積り（第三条）

第三章 運送の引受け（第四条・第五条）

第四章 荷物の受取（第六条-第八条）

第五章 荷物の引渡し（第九条-第十二条）

第六章 指図（第十三条・第十四条）

第七章 事故（第十五条-第十七条）

第八章 運賃等（第十八条-第二十一条）

第九章 責任（第二十二条-第二十九条）

## 第一章 総 則

（適用範囲）

第一条 この約款は、貨物軽自動車運送事業により行う運送のうち車両を貸し切ってする引越運送及びこれに付随する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。

ただし、事業所等の移転であって、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用されません。

②この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

③当店は前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（受付日時）

第二条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。②前項の受付日時を変更する場合あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

## 第二章 見積り

（見積り）

第三条 当店は、引越運送及びこれに付随するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）をおこないます。

2. 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

- ①申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- ②荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- ③荷物の受取日時及び引渡日
- ④発送地及び到着地の地名、地番及び連絡先電話番号
- ⑤運賃等の合計額、内訳及び支払方法
- ⑥解約手数料の額
- ⑦当店の名称、事業経営届出受理番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問合せ窓口電話番号
- ⑧荷受人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
- ⑨その他見積りに関し必要な事項

3.前項第5号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み又は取卸し作業等に

応じて運賃の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。

#### 4.見積料は請求しません

ただし、発送地又は到着地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。

この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。

5.当店は、見積りの際に内金、手付金(前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。)を請求しません。

6.当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。

7.当店は、見積書に記載した荷物の受取日の二日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無について確認を行います。

### 第3章 運送の引受け

(引受拒絶)

第4条 当店は、次の各号の①に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

- ①運送の申込者がこの約款によらないものであるとき。
- ②運送に適する設備がないとき。
- ③運送に関し申込者から特別の負担をもとめられたとき。
- ④運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- ⑤天災その他やむを得ない事由があるとき。

2.荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。

- ①現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人において携帯することができる貴重品
- ②火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
- ③動植物、ピアノ、美術品、骨董品等の運送に当たって特殊な管理を要するため他の荷物と同時に運送することに適さないもの
- ④申込者が第八条第①項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第②項の規定による点検の同意を与えないもの

(連絡運輸又は利用運送)

第五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

### 第四章 荷物の受取

(荷物の受取を行う日時)

第六条 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受取ります。

(荷造り)

第七条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するような荷造りをしなければなりません。

②当店は荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

③前②項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

(荷物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は荷物を受け取る時に、第四条第②項各号に掲げる荷物、貴重品(第四条第②項第①号及び第③号に掲げるものを除く。)壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第②項において同じ。)変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。

②当店は前項の場合において、その種類及び性質につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立ち会いの上で、これを点検することができます。

③当店は前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したところと異なるときはこのために生じた損害を賠償します。

④第②項の規定により点検した場合において荷物の種類及び性質がに荷送人の申告と異なるときは点検に要した費用は荷送人の負担とします。

## 第五章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日)

第九条 当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。

また、荷物受取時に、引渡日時を荷送人又は荷受人に対して通知します。

(荷受人が不在の場合の措置)

第十条 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在の恐れのある場合にはあらかじめ荷送人に対し、荷受人に代わって荷物を受け取る者(以下「代理受取人」という。)

の氏名及び連絡先の申告を求めます。

②荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引き渡しとみなします。

(引渡しができない場合の措置)

第十一条 当店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」という。)を確知することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、延滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

②前項の規定による処分を行ったときは、延滞なくその旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

③第①項の規定による処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

④当店は、第①項の規定により競売したときは、その対価の全部又一部を運賃並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

## 第六章 指図

(指図)

第十三条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

②前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引渡した時に消滅します。

(指図に応じない場合)

第十四条 当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認められたときには、前条第①項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

②当店は、前項の規定により指図に応じないときは、延滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第七章 事故

(事故の際の措置)

第十五条 当店は、荷物の相当部分の消滅又は全部若しくは相当部分のき損を発見したとき又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、延滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分について指図を求めます。

③当店は、前項の場合において、

指図を待ついとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をします。

④当店は、前項の規定による処分をしたときは、延滞なくその旨を荷送人に通知します。

⑤第②項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生じると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

⑥当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

⑦当店は、荷物の一部の滅失又はき損を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、延滞なくその旨を荷送人に通知します。

(危険品等の処分)

第十六条 当店は、荷物が危険品等の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

②前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。③当店は、第①項の規定による処分をしたときは、延滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第十七条 当店は、荷物の滅失、き損又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引渡した日〔滅失のときは見積書に記載した引渡日〕から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

## 第八章 運賃等

[運賃及び料金]

第十八条 当店は、申込みを運送に対しては、国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を収受します。

②前項の届出をした運賃及び料金は、営業所その他事業所の店頭に掲示します。

③当店は、申し込みを請けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

(運賃等の収受)

第十九条 当店は、荷物を受け取る時に見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を収受します。

2、当店は次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

①運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号

②発送地及び到着地の地名、地番及び連絡先電話番号

③運賃等の合計額及び内訳(運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。)

④当店の名称、住所、電話番号及び問合せ窓口電話番号⑤その他運賃等の收受に関し

必要な事項 3.前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。

ただし、見積りを行った後に当該内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて所要の修正を

行います。4前項のただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の

合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなった場合の修正については

次の各号に基づき行います。

①実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」という。)

の合計額より少ない場合、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。

②実際に要する運賃等の合計額が見積運賃等の合計額を超える場合、荷送人の責任による

事由により見積運賃等の算出の基礎に変化が生じたときに限り、実際に要する運賃等の

合計額及びその内容に修正します。

⑤当店は第①項の規定にかかわらず、荷物を引渡した後に荷受人等から運賃等を收受する

ことを認めることがあります。この場合においては、第②項から前項までの規定を準用します。

(事故等と運賃、料金)

第二十条 当店は、第十三条第①項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃

料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに

要した運賃等を收受します。

②当店は第十五条第②項及び第③項の規定により処分をしたときは、事故等が荷送人の

責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分に要する運賃

料金その他の費用を收受します。

③当店は荷物の一部滅失若しくはき損又は遅延が生じた場合において申込みに係る運送を

続行した場合は、運賃等の全額を收受します。

④当店は第十五条第①項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第②項に規定する荷物の

相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分のき損が生じた場合は、当該事故が荷送人の

責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥に生じた場合に限り、当店が既に行った運送

及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

⑤第①項、第②項及び第④項の場合において、当店が既にその荷物について運賃等の全部

又は一部を收受している場合には、第①項、第②項又は第④項の規定により当店が收受する

こととしている金額に充当し、余剰があるときは払い戻します。

(解約手数料又は延期手数料等)

第二十一条 当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の

延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に

記載した受取日の前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第⑦項の規定に

よる確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2、前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

①見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積書に

記載した運賃の十パーセント以内

②見積書に記載した受取日の当日に解約又は延期の指図をしたとき、見積書に記載した運賃の

二十パーセント以内

③解約の荷送人の責任による場合には解約手数料とは別に、当店が既の実施し、又は着手した

附帯サービスに要した費用(見積書に明記したものに限る。)を収受します。

④第①項ただし書の規定は、前項の費用の収受について準用します。

## 第九章 責任

(責任と挙証等)

第二十二條 当店は、自己または使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り受取、引渡し、保管又は運送に関し注意を怠らつたことを証明しない限り、荷物その他のものの滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負い、速やかに賠償します。

(免責)

第二十三條 当店は、次の事由による荷物の滅失、き損又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- ①荷物の欠陥、自然の消耗
- ②荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- ③ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- ④不可抗力による火災
- ⑤予見できない異常な交通障害
- ⑥地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- ⑦法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- ⑧荷送人又は荷受人等の故意又は過失

(引受制限等に関する特則)

第二十四條 第四條第②項各号に掲げる荷物については、当社がその旨を知って引き受けた場合に限り、当店は当該荷物の滅失、き損は遅延について、損害賠償の責任を負います。

②貴重品、壊れやすいもの、変質または腐食しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物(第四條第②項各号に掲げるものを除く。)については、荷送人が第八條第①項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当社が過失なくしてその存在を知らなかった場合は、当店は運送上の特段特段の注意を払わなかったことにより生じた当該荷物の滅失若しくはき損又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、き損若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第二十五條 荷物の一部の滅失又はき損についての当店の責任は、荷物を引渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。②前項の規定は、当社がその損害を知って荷物を引渡した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

第二十六條 当店は、荷物の滅失又はき損により直接生じた損害を賠償します。

2、当店は遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

- ①見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかったとき、受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- ②見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかったとき、引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- ③第①号及び第②号が同時に生じたとき、受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。1. 前項の規定にかかわらず、当店の故意又は

重大な過失によって荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

(時効)

第二十七条 荷物の滅失、き損又は遅延についての当店の責任は、荷受人等が荷物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

②前項の範囲は、荷物の全部が滅失した場合においては見積書に記載した引渡日からこれを起算します。

③前②項の規定は、当社がその損害を知っていて荷受人に告げなかった場合には適用されません。

(連絡運輸又は利用運送の際の責任)

第二十八条 当社が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当社が負います。

(荷送人又は荷受人等の賠償責任)

第二十九条 荷送人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。

ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。